

(公印・契印省略)

諮問第1258号  
令和6年11月25日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 相田 仁 殿

総務大臣 村上 誠一郎

### 諮 問 書

株式会社ミツバアビリティィ(代表取締役 高橋 弘敏)ほか7者から、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第29条の規定に基づき、特定信書便事業の許可の申請があった。申請の概要は別紙1のとおりである。

当該許可の申請について審査した結果は別紙2のとおりであり、いずれも同法第31条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、同法第34条において準用する同法第8条各号に掲げる者に該当しないと認められる。

よって、同法第29条の許可をすることとしたい。

上記について、同法第38条第2号の規定に基づき諮問する。

# 特定信書便事業の許可申請の概要

令和6年11月25日  
総務省

# ○ 事業の許可申請

## (1) 申請者及び提供サービスの概要

申請者名 (本社所在地)	資本金/ 出資金 (注1)	主な事業 (前年度売上高) (注2)	提供サービス (注3)			提供区域	提供サービス概要	事業開始 予定日
			1 号	2 号	3 号			
1 (株)ミツバアビリティ (群馬県桐生市)	1億5,000万円	労働者派遣業 (14億9,612万円)	○			【1号役務】 群馬県及び栃木県	【1号役務】 顧客(グループ会社)間を巡回して文書の集配を行う役務を見込んでいる。	令和7年 1月1日
2 (株)キャリアカーサービス (三重県津市)	390万円	貨物運送業 (9億3,761万円)	○		○	【1号役務】【3号役務】 三重県(離島を除く。)	【1号役務】 官公庁の本所及び出張所等を巡回する役務を見込んでいる。 【3号役務】 官公庁の本所及び出張所から差し出される契約書や請求書等確実な送達が求められる信書便物の送達を見込んでいる。	令和7年 4月1日
3 大阪トヨタLOGI&B-TEC (株) (大阪府寝屋川市)	3,000万円	自動車整備業 (33億5,783万円)	○			【1号役務】 大阪府	【1号役務】 顧客(関連会社)の本社及び営業所を巡回する役務を見込んでいる。	令和6年 12月1日
4 (株)ガッツ (大阪府八尾市)	4,000万円	貨物運送業 (6億4,801万円)	○		○	【1号役務】【3号役務】 大阪府、兵庫県、京都府 及び奈良県	【1号役務】 顧客(医療機器メーカー、食材の宅配事業者、百貨店等)から差し出される信書便物の送達を見込んでいる。また、複数の地方公共団体の遞送委託業務の落札を見込んでいる。 【3号役務】 顧客から差し出される契約書や請求書等確実な送達が求められる信書便物の送達を見込んでいる。	令和7年 1月1日
5 Old New (代表者 家門 勝治) (兵庫県神戸市)	-	貨物運送業 (4,204万円)	○			【1号役務】 兵庫県	【1号役務】 顧客(自動車販売店の本社及び支社)間を巡回する役務を見込んでいる。	令和7年 1月1日
6 (株)大木産業 (兵庫県明石市)	1,600万円	貨物運送業 (3億1,685万円)	○			【1号役務】 兵庫県及び大阪府	【1号役務】 官公庁と出先機関を巡回する役務を見込んでいる。	令和7年 4月1日
7 肥銀ビジネスサポート(株) (熊本県熊本市)	3,000万円	貨物運送業 (3億4,328万円)	○			【1号役務】 熊本県(離島を除く。)	【1号役務】 機密文書保管業で取引のある顧客等を巡回する役務や、官公庁の公文書集配業務の入札を見込んでいる。	令和7年 4月1日
8 ラインサポート(有) (熊本県熊本市)	350万円	貨物運送業 (2,269万円)	○			【1号役務】 熊本県(離島を除く。)	【1号役務】 顧客(自動車登録検査機関等)間を巡回する役務を見込んでいる。	令和6年 12月1日

※注1: 直近の決算年度における額を記載。

3

※注2: 直近の決算年度における額を記載。なお、主な事業に「貨物運送業」の記載がない事業者についても、全て貨物運送事業の許可を得ている。

※注3: 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第7項各号に定めるサービスをいう。

## (2) 引受け及び配達の方法

申請者名		引受の方法				配達の方法
		同社営業所で引受け	利用者の指定場所で引受け	巡回先で引受け	定期集配先で引受け	
1	(株)ミツバアビリティ			1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
2	(株)キャリアカーサービス	1号、3号	1号、3号	1号、3号	1号、3号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
3	大阪トヨタLOGI&B-TEC(株)			1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
4	(株)ガッツ	1号、3号	1号、3号	1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
5	Old New(代表者 家門 勝治)			1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
6	(株)大木産業	1号	1号	1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
7	肥銀ビジネスサポート(株)			1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
8	ラインサポート(有)			1号	1号	対面交付

※いずれも、信書便管理規程の遵守義務のある者が、差出人から直接引き受け、配達することとしている。

### (3) 信書便事業収支見積(委員限り)

#### その1 収入の部

申請者名(注1)		利用見込通数(月)	単価	信書便事業見込収入(年間) (注2)
1	(株)ミツバアビリティ			
2	(株)キャリアカーサービス			
3	大阪トヨタLOGI&B-TEC(株)			
4	<u>(株)ガッツ</u>			
5	<u>Old New</u> (代表者 <u>家門 勝治</u> )			
6	(株)大木産業			
7	肥銀ビジネスサポート(株)			
8	<u>ラインサポート(有)</u>			

注1: 下線を付した者は消費税込み、下線の無いものは消費税抜きにより、単価及び信書便事業見込収入を計上。以下、同じ。

注2: 顧客へのヒアリング調査又は需要調査を基に算出した推定取扱通数に予定単価を乗じた額や契約見込者との間で予定する契約見込額を踏まえて、信書便事業見込収入を算出。

ただし、官公庁の公文書集配業務の入札を見込んでいる申請者については、競争入札結果によっては記載の額が大きく変動する可能性がある。

(3) 信書便事業収支見積(委員限り)

その2 支出及び利益の部

(単位:万円)

申請者名	年度	信書便 事業 収入	合計	信書便事業支出				信書便事業 営業利益 (注1)	当期 純利益 (税引前利益) (注2)
				人件費	経費	減価 償却費	その他 (業務委 託費等)		
1									
(株)ミツバアビリティ									
2									
(株)キャリアカーサービス									
3									
大阪トヨタLOGI&B-TEC(株)									
4									
(株)ガッツ									
5									
Old New (代表者 家門 勝治)									
6									
(株)大木産業									
7									
肥銀ビジネスサポート(株)									
8									
ラインサポート(有)									

注1: 信書便事業営業利益は、信書便事業収入から信書便事業支出の合計を除いた額。

注2: 当期純利益は、会社全体としての利益を表している。

注3: 信書便事業支出の各項目については、各項目ごとに積み上げ又は兼業する事業との案分による額により算出。

また、その他の事業に係る収入は前年度実績を基に算出し、支出は信書便事業と案分した額を除いた上で、前年度の実績を基に算出している。

(4) 資金計画（委員限り）

（単位：万円）

	申請者名	純資産の額(注1)	事業開始に要する資金(注2)	事業開始に要する資金の調達方法(注3)
1	(株)ミツバアビリティ	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
2	(株)キャリアカーサービス			
3	大阪トヨタLOGI&B-TEC(株)			
4	<u>(株)ガッツ</u>			
5	<u>Old New(代表者 家門 勝治)</u>			
6	(株)大木産業			
7	肥銀ビジネスサポート(株)			
8	<u>ラインサポート(有)</u>			

注1:純資産の額は、資産から負債を差し引いた額。直近の決算年度における純資産の額を記載。

注2:事業開始に要する資金は、人件費の2か月分、地代家賃の1か年分等の合計額。

注3:資金の調達方法については、直近の決算年度における現預金の額により事業開始に要する資金が確保されていることを確認済み。

## 特定信書便事業の許可申請の審査結果の概要

株式会社ミツバアビリティほか7者からの特定信書便事業の許可申請について、申請概要は別紙1のとおりであり、それぞれ審査した結果の概要は、以下のとおり。

いずれの申請についても民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「法」という。）第31条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、法第34条において準用する法第8条各号に掲げる者に該当しないものと認められる。

### 1 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

（法第31条第1号）

項目	審査概要	適否
引受け	引受けの方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が差出人から直接引き受けることとされていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適
配達	配達の方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が配達し、受取人に直接引き渡す方法や受取人の郵便受箱又はメール室へ配達する方法により、配達することが規定されていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適

### 2 その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

（法第31条第2号）

項目	審査概要		適否
事業収支見積り	対象年度	事業開始の初年度及び翌年度を対象としている。	適
	算出方法	信書便事業収入は、契約見込み者との間で予定する契約額や顧客へのヒアリング調査を基に算出した推定取扱通数に予定単価を乗じた額で算出しており、その他の収入は、前年度の実績を基に算出しており、適正かつ明確に算出されている。 信書便事業支出は、項目ごとに積み上げた額又は兼業する事業との案分による額を、その他支出は、信書便事業と案分した額を除いた上で前年度の実績を基に算出しており、適正かつ明確に算出されている。	適
役務内容が法に適合していること。	申請のあった役務内容は、1号役務として提供する役務については、取り扱う信書便物の長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超えるものとなっており、また、3号役務として提供する役務については、その料金が800円を超えるものとなっており、それぞれの役務の種類に応じた法の規定に適合している。		適

※ 審査項目中、2号役務を提供しようとする場合における提供区域、業務の一部委託、他の信書便事業者との協定又は契約については、該当なし。

3 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(法第 31 条第 3 号)

項目	審査概要	適否
資金	事業の開始に要する資金の見積りの算出方法は、営業所等の事業用不動産の取得価格又は賃借料の 1 カ年分、人件費等の 2 ヶ月分等について、前年度の実績を基に、各項目について各事業収入比率等により案分した額により算出されており、適切かつ明確に算出されている。 また、その資金を調達できることについて明確な裏付けのある自己資金により調達することとしている。	適
行政庁の許可等	事業を営むために必要な許可等を取得済みである。	適

4 欠格事由に該当しないこと。

(法第 34 条において準用する法第 8 条)

いずれの申請者とも該当なし